

番号	1
項目	学校事務職員の病気休職者、早期退職者等が増加している。当該職員に対する支援体制を確立させるとともに、学校現場の現状把握に努め、業務負担増加に伴う具体的方策を講じること。
(回答) 病気休職者、育児・介護事情等を抱える職員の増加に伴い、代替職員の配置も増加しており、学校事務未経験者や事務経験の浅い代替職員に対しましては、学校間連携や共同学校事務室において、事務主幹をはじめ事務主任による支援を行っております。 学校間連携においては、課長代理級である事務主幹が、担当ブロック内の学校現場の現状把握に努め、状況に応じた業務の指示や改善、人事考課・目標管理の一次評価等を行い、係長級である事務主任が、担当グループ内の現状把握に努め、状況に応じた業務の指示や改善、人事考課制度における観察業務など行うなど、職責に応じた役割による支援を行っております。 また、令和２年４月から取組を開始した共同学校事務室においては、構成校内の全ての学校に兼務発令が行われ業務システム等の処理も可能になっていることから、当該学校事務職の支援体制をより一層確立してまいります。 引き続き自律的で安定した学校事務の運営を図ってまいりますとともに、今後とも、学校教育の実態、学校間連携や共同学校事務室などにおける業務執行体制の中で、事務主幹と連携を行い、鋭意研究してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	2
項目	小・中学校及び高等学校に勤務する学校事務職員ならびに学校運営支援センターに勤務する組合員の時間外勤務の状況を示すとともに、労働安全衛生法に基づいた必要な措置を講じること。
(回答) 学校運営支援センターに勤務する学校事務職員の時間外勤務の状況につきましては、今年度4月から9月までの時間外勤務時間数は、合計 1,677 時間（対象者 21 名、月平均 13.3 時間／人）となっており、令和2年度の同期間では合計 1,531 時間（対象者 21 名、月平均 12.1 時間／人）となっております。 小、中学校及び高等学校に勤務する学校事務職員の時間外勤務時間につきましては、1人あたり年平均で約 41 時間となっております。校種ごとの一人あたりの年平均は、小学校が約 36 時間、中学校が約 46 時間、高等学校が約 53 時間となっております。 学校運営支援センター及び各学校園では、労働安全衛生法等の関係法令に基づいて安全衛生委員会を設置し、学校運営支援センターでは毎月1回、教職員の人数が50人以上の学校園においては毎月開催し、教職員の人数が50人未満の学校園においては、学期に1回以上開催しており、定期的な職場巡視や執務室の環境測定を始め、職場衛生にかかわる事項を調査し、職場環境の改善について審議しております。 時間外勤務の状況につきましても、毎月の状況を安全衛生委員会に報告するとともに、長時間勤務職員に対しましては、健康障害防止対策として職場産業医による面談を実施しております。 学校事務職員の時間外勤務時間等につきましては、教職員勤務情報システムのデータを活用して把握に努め、引き続きその縮減に努めてまいりたいと考えております。 今後も引き続き、時間外労働の縮減、職員の健康保持に一層努力してまいります。	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	3
項目	単数配置校や若年層の増加、学校事務の集団的な業務の増加などの状況に鑑み、学校事務職員のワーク・ライフ・バランス（働き方改革）の観点とともに、時代に即した執務環境の整備及び勤務労働条件の改善を図ること。 とりわけシステム環境の整備にあたっては、学校事務職員のあり方を見据えた改善を図ること。
（回答） 勤務条件制度の改善につきましては、臨時的任用職員の制度を、令和2年4月1日より、市全体で日額が廃止となり月額となることに伴い、いわゆる日額臨任につきましては月額化するとともに、常勤職員との均衡を考慮し、基本的に常勤職員と同様の勤務条件制度とさせていただいたところです。 システム環境の整備につきましては、教育情報ネットワークへの切り替えに伴い、テレサポート機能、Teams等の情報共有基盤の整備を図るとともに、Office365メールへの切り替えにより、個人および組織メールにおける添付ファイルの容量の増などを図っております。 今後も引き続き、学校事務職員の時間外勤務時間を引き続き縮減するよう努めるとともに、勤務労働条件にかかわる事項については、交渉事項であり、誠意をもって十分協議を行ってまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 学校運営支援センター 給与・システム担当

番号	4
項目	市立高等学校等が府に移管されることから、学校事務職員の勤務労働条件を含め学校現場が混乱を生じないよう必要な処置を講じること。(新規事項)
(回答) 大阪市立高等学校の府への移管については、学校事務職員の勤務労働条件等について混乱のないよう、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。 高等学校事務職員の身分に関しましては、令和3年6月に割愛採用の意向調査を行っており、割愛採用を希望した学校事務職員につきましては、原則大阪府への採用が内定しております。なお、教育職員と比較して府市間で制度の異なる部分が多くあることから、初任給号給の試算を府に依頼し、11月に試算結果を本人に通知したうえで、改めて割愛採用の意向を本人に確認しております。 割愛採用を希望しない学校事務職員につきましては、本市における人事異動の対象となることから、人事異動ヒアリングを通じ、丁寧に意向を確認してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	7
項目	<u>学校事務職員の任用制度等について、学校事務職員の職能形成・資質向上に繋がるよう改善すること。</u>とりわけ、学校間連携実施要綱に定められた「事務主幹の総括役割の職」設置に基づき、これまでの学校間連携の実態を踏まえ、必要な措置を講ずること。
(下線部のみ回答) 学校事務職員は、学校経営に関する専門性を有している、唯一の行政職員であると認識しております。 今後も、専門性を持った学校事務職員が、学校経営に積極的に参画を果たし、大きな力を発揮することが期待されているところであり、チーム学校の一員として管理職をはじめ教職員の負担軽減を図るなど、より一層、職責の伴った職として担っていただくことが必要不可欠であると考えております。 なお、令和2年度4月から取組を開始した共同学校事務室においても、室長を中心にOJT環境を生かした人材育成等を行っております。 また、中堅層である行政職3級主務が学校経営へ積極的に参画することが重要であると考えております。小中学校の学校事務職員の年齢構成については、約3割が20歳代となっており、中堅層である3級主務が若手職員の鏡となり学校経営に積極的に参画していくことが、今後の学校事務職員の職について、より効果的な職務の遂行に繋がっていくと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当